

地域の災害リスクを踏まえた自然災害対策 ～容器流出防止対策について～

2021年11月4日
経済産業省
産業保安グループ^o
ガス安全室

充てん容器の流出防止措置（地域の災害リスクを踏まえた対応策）

豪雨等による容器流出被害が相次いだことを踏まえ、令和3年6月、容器のベルト又は鎖の二本掛け等を義務づける液石法施行規則等の改正を行った。

1. 背景

近年、気象環境は大きく変化しており、災害の頻発化・激甚化が進行している。さらに、気象現象と地理的な条件が組み合わさることで、LPガス設備に関しては、充てん容器の流出等と言った、浸水による甚大な被害が発生している。こうした状況下において、災害リスクの把握と対応が急務となっている。

2. 経緯

自然災害対策については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会、容器流出防止対策検討会（事務局：一般社団法人全国LPガス協会）等において検討を行ってきた。また、令和3年4月に「液化石油ガス安全高度化計画2030」が策定され、「LPガス災害対策マニュアル」（令和3年3月改定）等を踏まえた対策を徹底する旨が明記された。

3. 内容

充てん容器の流出を防止する措置を講ずるため、施行規則及び施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）について一部改正を行った。

今回の改正では、施行規則第十八条 供給設備の技術上の基準に、洪水等の対策として容器流出対策を加え、“転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。”とし、地域の災害リスクに応じて容器の流出防止対策を講ずることを定めた。

また、施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）において、①対象地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等）、②具体的対策（例えば、20kgを超える容器にはベルト又は鎖を2本かける、（容器の浮上により鉄鎖等が簡単に外れることを防ぐため）ベルト又は鎖が外れにくい固定金具を使用する等）を追加した。

4. スケジュール

公布：令和3年6月18日

施行：令和3年12月1日。省令の施行の際現に設置されている設備については令和6年6月1日までは、なお従前によることができる。